

10 便所（トイレ）

【基本的考え方】

便所を設ける場合には、高齢者、障害者等を含む全ての人が使いやすいものとする。

＜便所における機能分散の考え方＞

建築物編（共同住宅等以外）に準ずる。

■整備基準（規則で定めた基準）

[1] 便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。

- (1) 出入口の幅は、85cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
- (2) 便所の出入口に至る通路に段差を設けないこと。やむを得ず段差を設ける場合は、次に定める傾斜路を設けること。
- [7] 幅は、90cm以上とすること。
- [4] 勾配は、5%（1/20）以下とすること。ただし、高低差が16cm以下の場合は12%（約1/8）以下、傾斜路の高さが75cm以下の場合は8%（約1/12）以下とすることができる。
- (3) 表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

[2] 車椅子使用者用便房

便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、次に定める構造とすること。

- (1) 戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (2) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- (3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (4) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (5) 車椅子使用者用便房のある便所及び車椅子使用者用便房には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

[3] 一般便所（大便器）

複数の便房がある場合、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とすること。

- (1) 大便器は、1以上を腰掛け式とし、手すりを設けること。
- (2) 便房の戸には、腰掛け式便器である旨を表示すること。

[4] 一般便所（小便器）

小便器を設ける場合には、そのうち1以上に、手すり及び光感知式自動洗浄装置を備えた、受け口の高さが35cm以下の小便器を設けること。

■整備基準の解説

◆全体

<p>(3)床面</p> <p>(4)水洗器具</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房又はオストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ● 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。 ● 便所内の床面は、ノンスリップのタイルなどとし、勾配は1%以下とする。 ● 排水目皿やグレーチングは細目のものを用い、水はけのよい構造とする。 ● この項でいう水洗器具は、オストメイト（人工肛門や人工膀胱をつけた人）がパウチ（排泄物をためておく袋）やしびん等を洗浄しやすいよう配慮したものである。 	
-----------------------------	---	--

◆車椅子使用者用便房

<p>(1)戸</p> <p>(2)設備機器</p> <p>(3)スペース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房は、異性介助を考慮して、男女共用のものを設置する。また、男女別に設置する場合は、異性介助の際に入りやすい位置（出入口近く）に設置する。 ● 車椅子使用者用便房が、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設置できない場合は、簡易型の便房（簡易型車椅子使用者用便房）にすることができる。 ● トイレの表示は、だれでも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。 なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。 ● 戸を設ける場合、自動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸として、握り手の形状や重さ、レールの滑りなどに配慮したものとする。 ● 手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとする。 ● 引き手の高さは85～90cmとし、棒状のもの又はレバー式等の使いやすいものとする。 ● 出入口の手前には150cm×150cm以上の広さの水平面を設ける。 ● ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、非常用呼出しボタンはJIS S 0026の規格を準用する。 ● 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。可動手すりの場合は、ぐらつきにくい構造を選択する必要がある。 ● 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付と反対側の手すりは可動式とする。 ● 横手すりは便座から20cm～25cm程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から25cm程度前方の位置に設置する。 ● 内法200cm×200cm以上の大きさとする。（ライニング等（洗面器の配合にある配管収納等）は内法寸法に含めないことを原則とする。） →車椅子使用者の回転範囲内には障害物を置かない。 	<p>→その他必要により、建築物編「⑧便所（トイレ）」参照</p> <p>→JIS S 0026 資-231・232 参照</p>
---	--	---

◆一般便所（小便器）

- 手すりを設置した男子用小便器は、出入口に近い位置に配置する。

■望ましい整備

◆全体

有効幅	◎ 車椅子使用者が円滑に便房まで移動できるよう、出入口の有効幅を 90cm 以上とする。
水洗器具	◎ 汚物流しを設置する場合、ペーパー等で腹部を洗うことを考慮して、温水が出る多目的流しを設ける。 ◎ 面積や構造等の制約によって汚物流しを設けることができない場合は簡易型オストメイト設備を設ける。その場合、簡易型であることが分かる表示を便房の戸に設置する。
表示	◎ 出入口に男女別表示を分かりやすく（20cm 角以上で青・赤のピクトグラム等）表示する。 ◎ 便所の出入口や、車椅子使用者用便房の扉は、弱視者が視認しやすいように、コントラストをはっきりさせる、認識しやすい色を用いるなど配慮する。 ◎ 必要に応じて、音声による案内・誘導を行うことが望ましい。
警報装置	◎ 視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備える。
男女共用トイレ	◎ 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用及び性的マイノリティの利用に配慮し、男女が共用利用できる便房を設ける。 ◎ 男女が共用利用できる便房を設ける際は、男女共用であることを、文字や図記号等により、分かりやすく示す。 ◎ 手洗器には、光感知式又はレバー式の給水栓を設置する。
その他の注意事項	◎ ペーパーホルダーは 2 連式又は補充式等を手の届きやすい位置に設ける。 ◎ 小便器や洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。 ◎ 便所の位置を知らせるため、音声案内装置を設置することが望ましい。

◆車椅子使用者用便房

配置	◎ 便所内に車椅子使用者用便房を複数設ける場合には、便器へのアプローチ方向が右からのものと左からのものの両方が設置されるようにする。 ◎ 公園内に複数の便所を設ける場合、全てに車椅子使用者用便房を設置する。 ◎ 男女共用の車椅子使用者用便房を設置した上で、簡易型車椅子使用者用便房を男女別に設置する。 ◎ 清掃や介助などのサービスが行き届くよう、有人施設と合築する。
設備機器	◎ 介助用ベッドを設ける。 ◎ 便器に背もたれを設置する。 ◎ 非常用呼出しボタンは、管理所等でも確認できるようにし、ボタンを押すスタイルと、ひもを引くスタイルの両方を設置する。また、点字表示を行う。

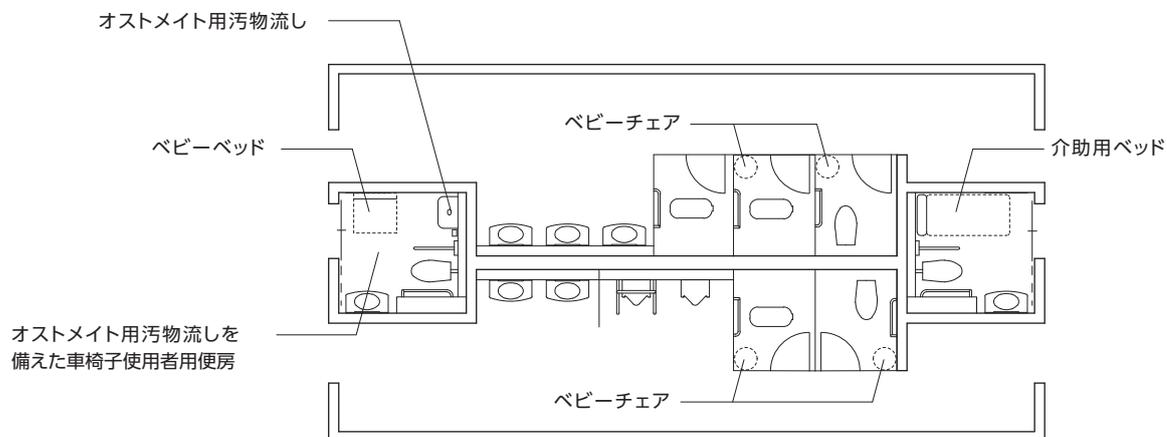
◆一般便所

戸	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 一般便所の戸は、開閉や施錠等について、だれもが使いやすいものとする。 ◎ 便所の戸は内開きとする。 ◎ 便房使用中の表示は見やすく、分かりやすい位置に設ける。又は、使用時以外は戸が開いているようにする。 ◎ 弱視（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便所の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく、文字で表示する。 	
設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 便器洗浄ボタンは、JIS S 0026 によるものをつけた便器と、光感知式のものをつけた便器の両方を設置する。 ◎ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行う。 ◎ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行う。 ◎ 視覚障害者の利用に配慮し、便所内の配置、設備の使い方などをできるだけ統一する。 ◎ 子供の利用が特に多い公園では、必要に応じて、幼児用便器・幼児用便座の設置を検討する。また、子供等の利用に配慮し、高さ 55cm 程度、奥行き 45 cm程度（吐水口に手が届きやすい）の洗面器の設置を検討する。 	→JIS S 0026 資料（各種規格等）参照

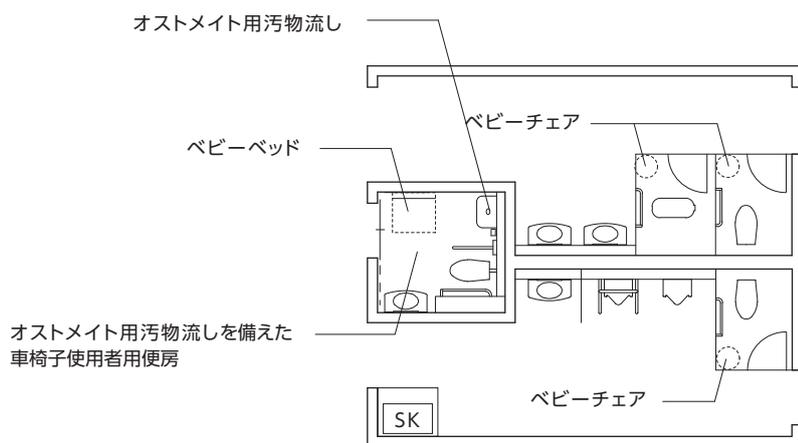
《 参 考 図 》

【図 10.1】便所の配置例

■左右対称の車椅子使用者用便房(オストメイト対応含む)を設けた例



■車椅子使用者用便房を1つ設けた例



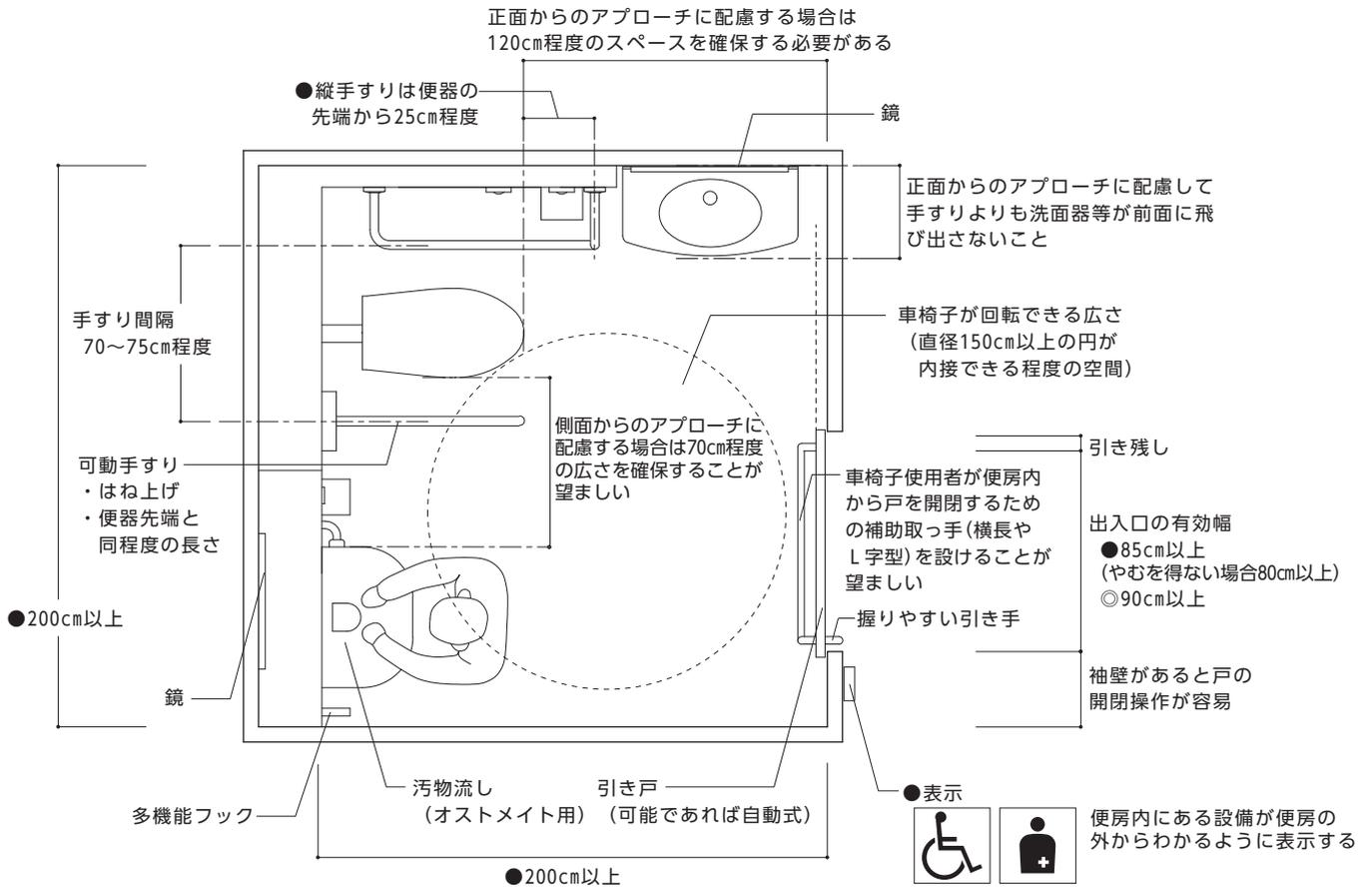
■便房設備の表示例

- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。

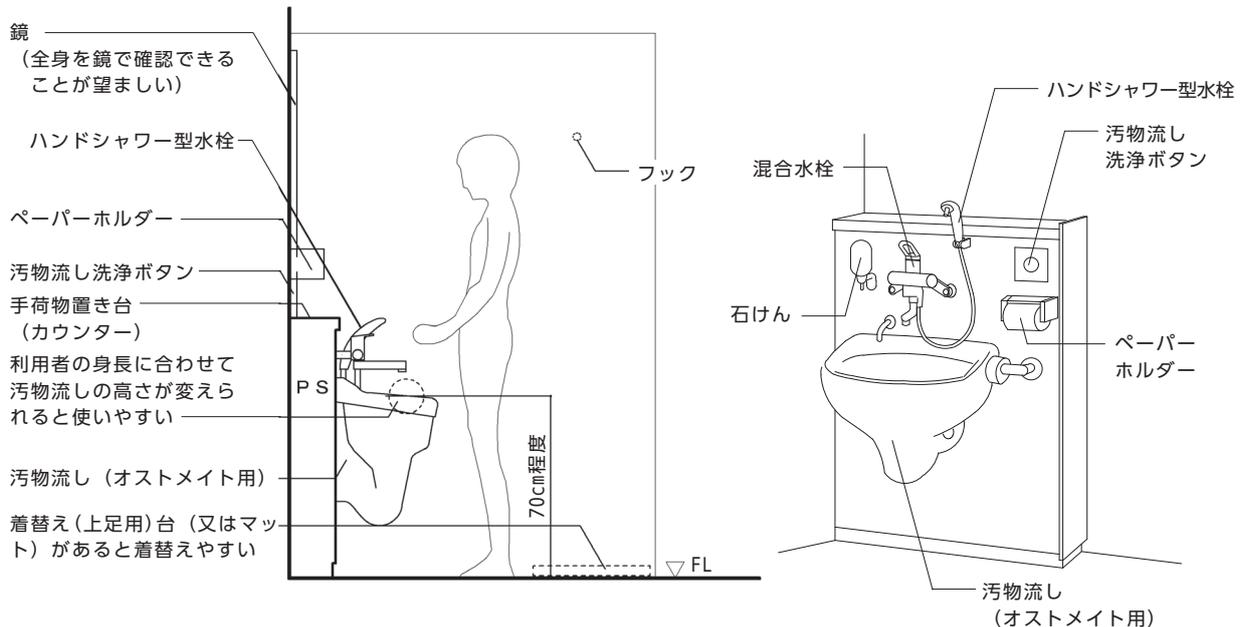


《 参 考 図 》

【図10.2】 車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例

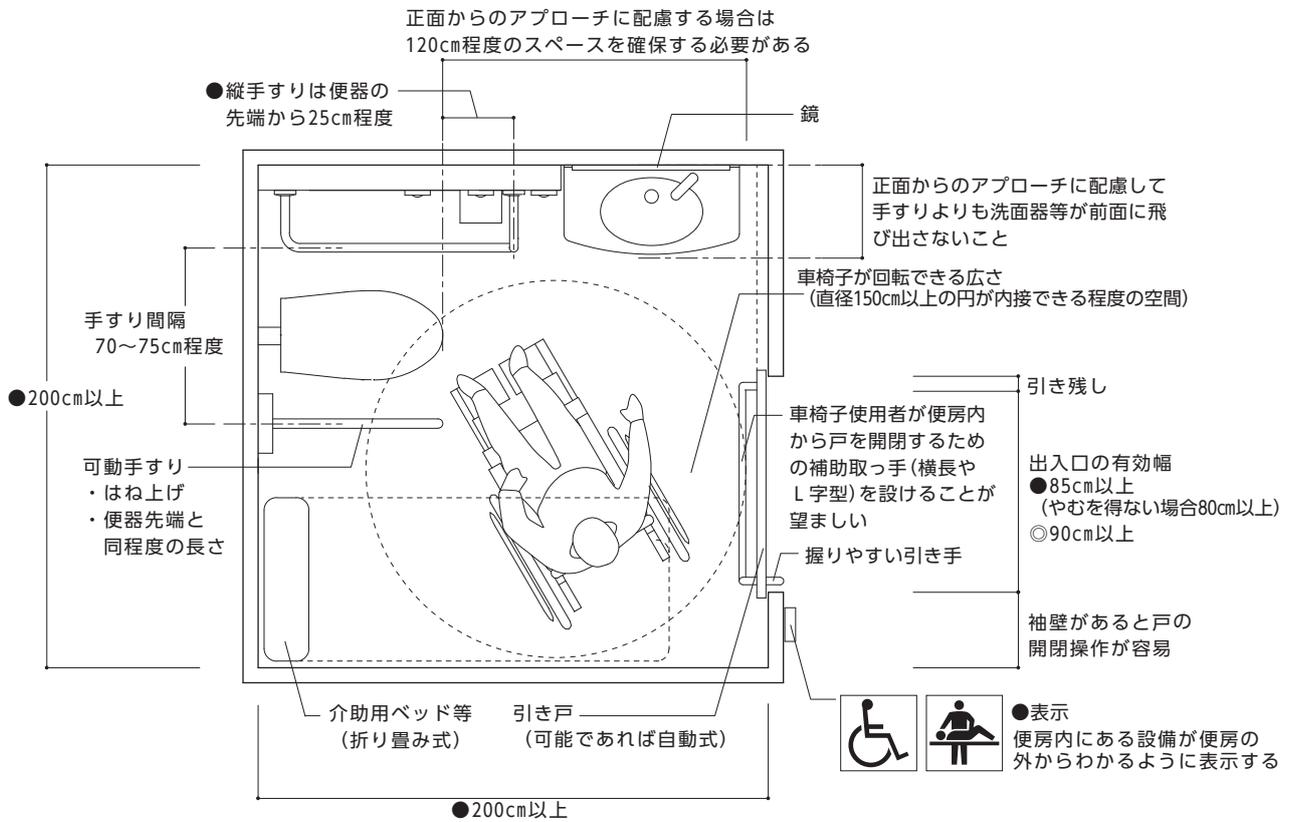


【図10.3】 オストメイト用汚物流しの例



《 参 考 図 》

【図10.4】 車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



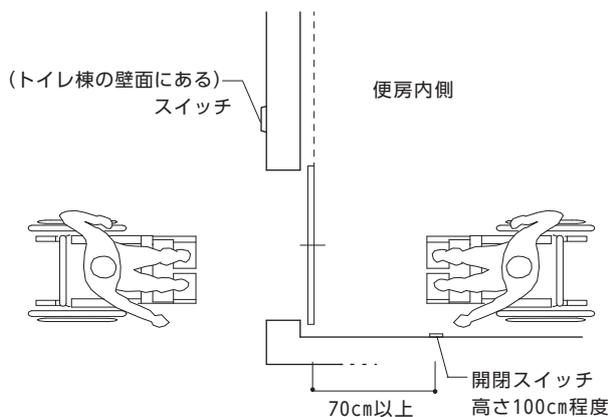
※地形の状況その他の特別な理由により、やむを得ず内法200cm以上×200cm以上を確保できない場合は、以下のスペースが確保できるよう留意すること。

- ・正面から入る場合：有効奥行き200cm以上、有効幅130cm以上のスペース
- ・側面から入る場合：有効奥行き180cm以上、有効幅150cm以上のスペース

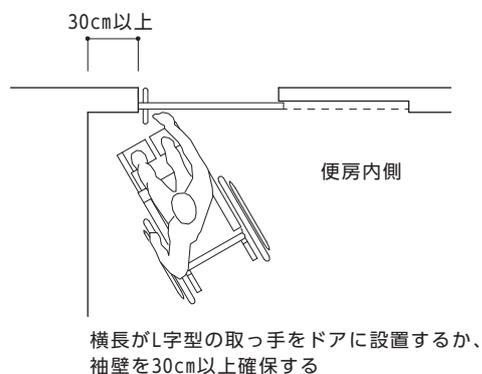
※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

【図10.5】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア（引き戸）の場合

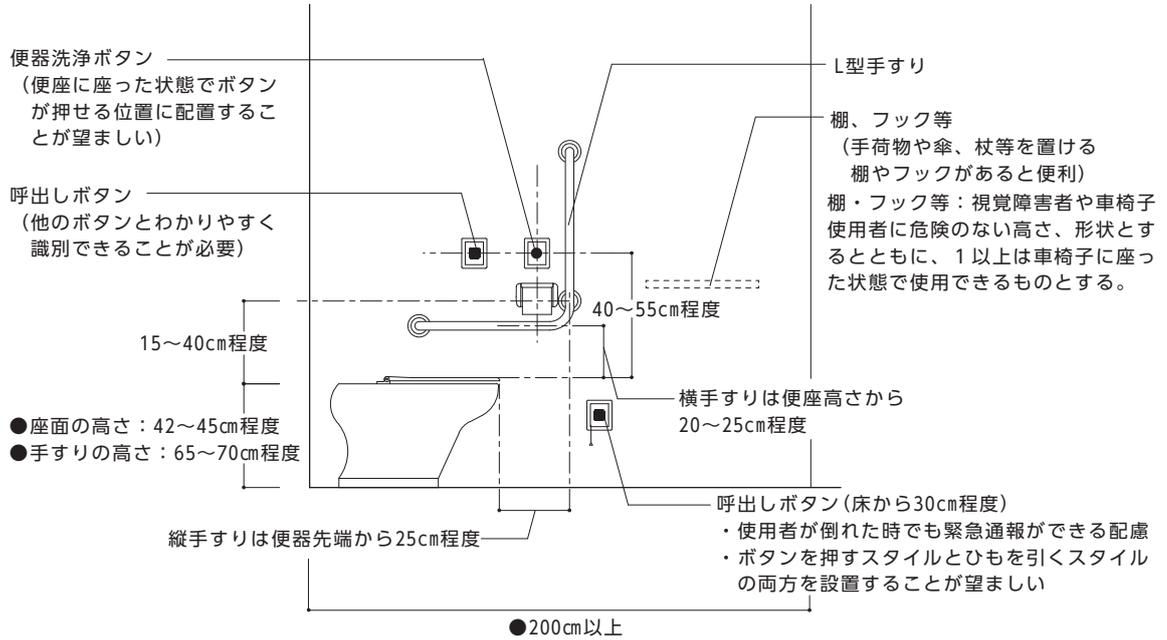


■手動ドア（引き戸）の場合



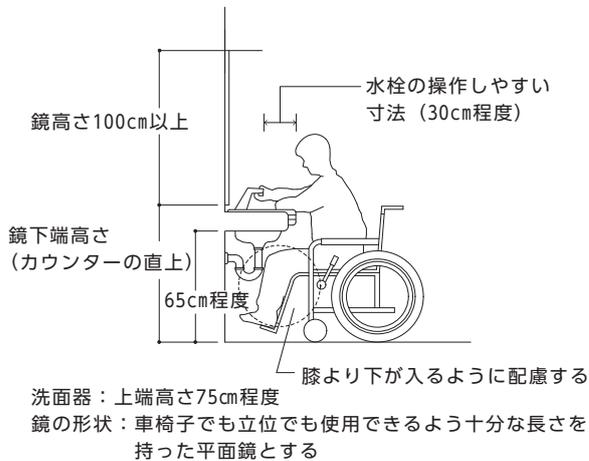
《 参 考 図 》

【図10.6】 ボタンの配置例

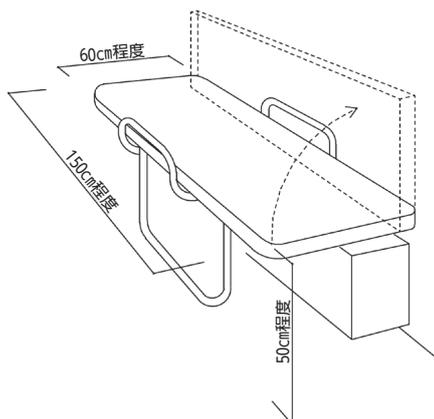


※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図10.7】 車椅子使用者が
利用しやすい洗面台



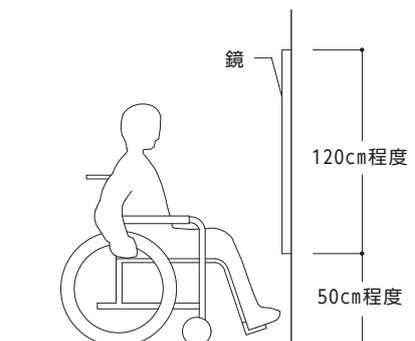
【図10.8】 折り畳み式介助用ベッドの例
(幼児~大人まで：折り畳み収納型)



【写真10.1】 背もたれ

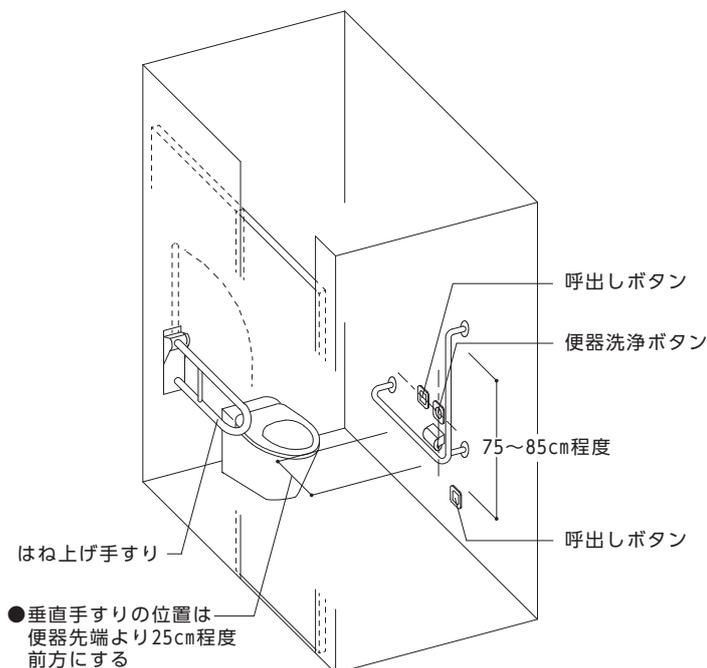


【図10.9】 便房内の身づくり用鏡の高さの例



《 参 考 図 》

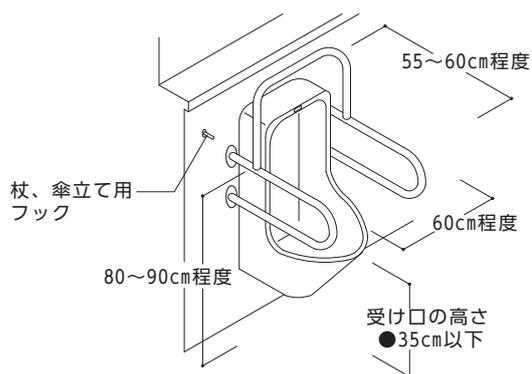
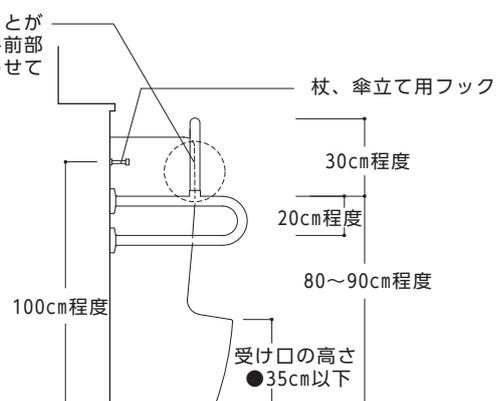
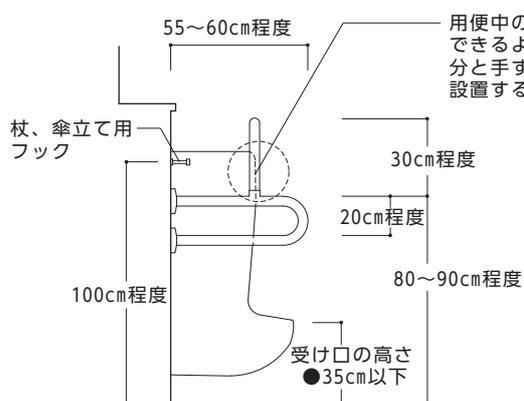
【図10.10】 大便器の手すりの例



【図10.11】 小便器の手すりの例

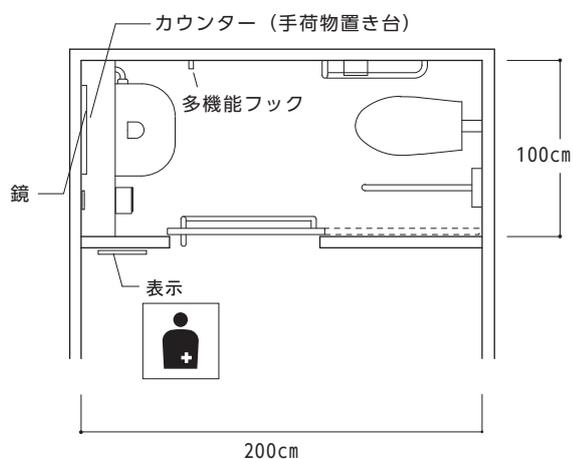
■壁掛式低受け口

■床置き式ストール

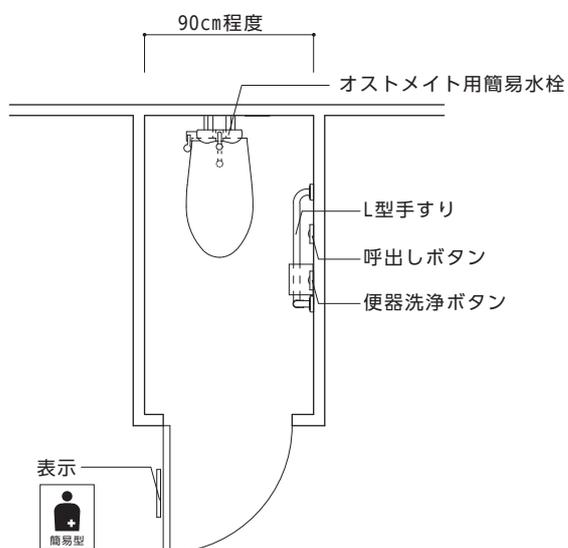


《 参 考 図 》

【図10.12】 オストメイト対応便房



【図10.13】 オストメイト用簡易水栓を設けた例



11 水飲み・手洗場

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が利用できる構造の水飲み・手洗場を設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

水飲み・手洗場は、次に定める構造とする。

- (1) 飲み口は、上向きとすること。
- (2) 飲み口までの高さは、70ないし80cmとし、下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを確保すること。
- (3) 車椅子が接近し方向転換できるように、使用方向に150cm以上かつ幅150cm以上の水平部分を設けること。

■整備基準の解説

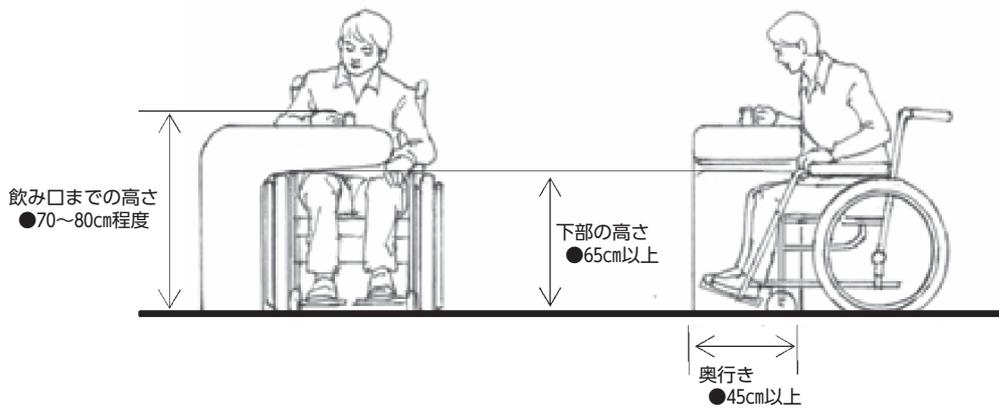
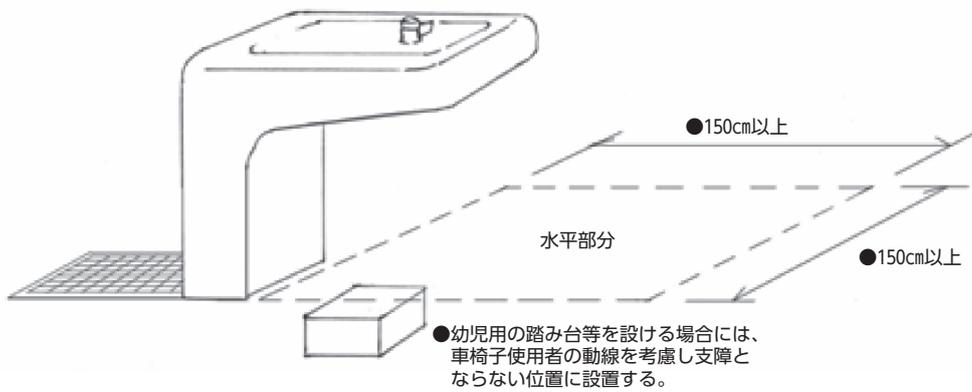
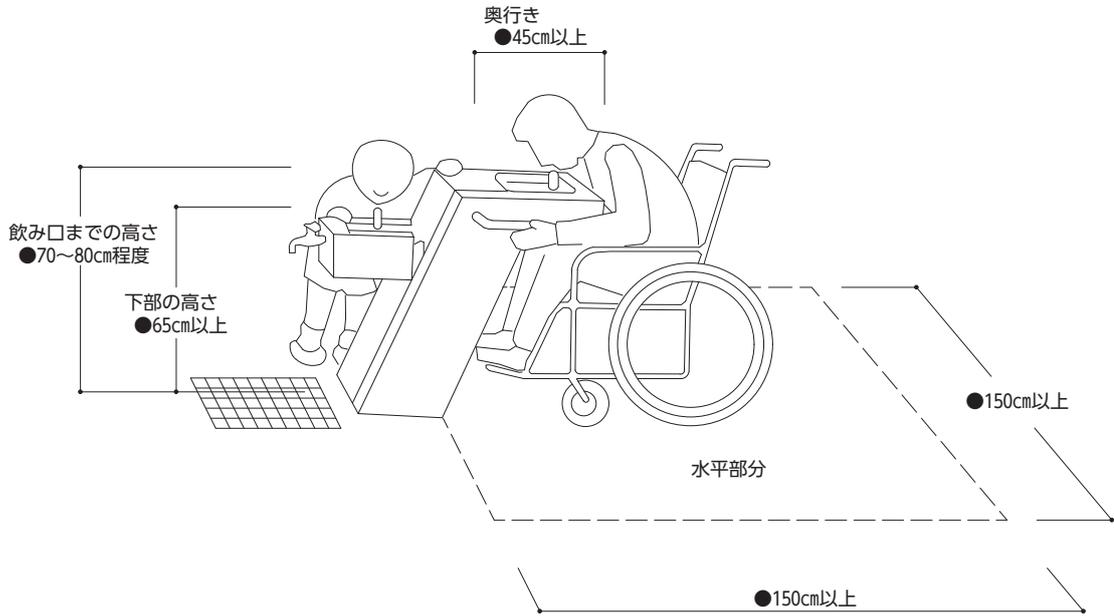
(1) 飲み口	● 給水栓はレバー式、押しボタン式等の使用しやすいものを、手前で操作できるように取り付ける。 →車椅子使用者用スペースに台等の障害物を置かない。	
(3) 水平部分	● 幼児用の踏み台等を設ける場合には、車椅子使用者の動線を考慮し支障とならない位置に設置する。 ● 段差がなく、平坦で固くしまっていて、濡れても滑りにくい仕上げとする。 ● 水はね防止の細目のグレーチングます蓋にするなど、滞水しないよう配慮する。	

■望ましい整備

その他の 注意事項	◎ 水の出方を調節できる水栓器具、自動的に閉栓する水栓器具などを利用状況により選択する。	
--------------	--	--

《 参 考 図 》

【図11.1】水飲み器の例



12 案内・標示

【基本的考え方】

各種の案内や注意喚起等を行うために、全ての人が分かりやすい表示内容及び方法で、適切な位置及び形状の案内板等を設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の配置や経路を表示した案内板や標識等を設置する場合は、そのうち1以上は次に定める構造とし、高齢者、障害者等が円滑に利用できる園路及び広場の出入口の付近に設けること。

- (1) 園内の要所に必要に応じて案内板、説明板及び標識を設けること。
- (2) 標記内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調及び明度とし、分かりやすい位置に、車椅子利用者にも見やすい高さに設けること。
- (3) 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。
- (4) 案内板等は、通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。ただし、やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上 250cm 以上になるよう設置すること。
- (5) 平仮名、絵文字（ピクトグラム）、ローマ字等による標示を併用すること。

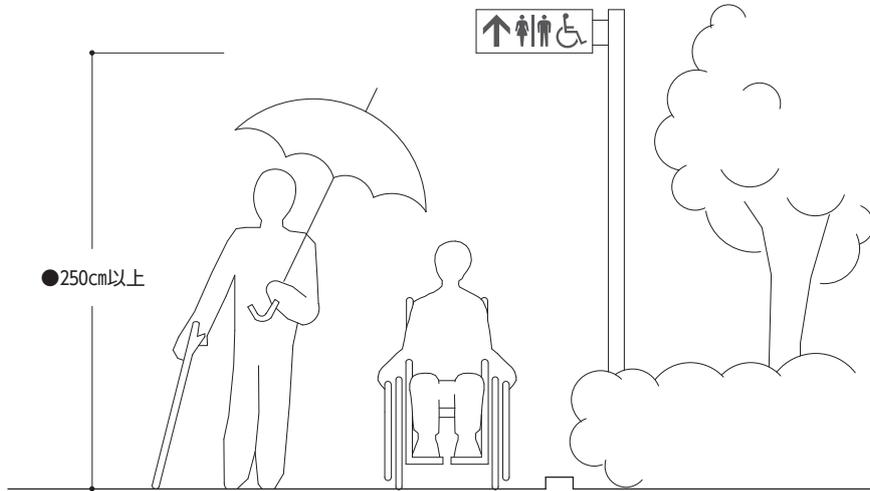
■整備基準の解説

(1)位置	<ul style="list-style-type: none">● 出入口、駐車場、主要施設周辺等には案内板を、主要園路の分岐点等には標識等を設置する。 → 現在の位置関係（方向）と案内図の向きが一致するよう設置位置及び案内図の向きに注意する。● 高齢者、障害者等が近づきやすいよう、園路や広場から 60cm 以上離さないようにする。● 床面は平坦で固くしまっていて、濡れても滑りにくい舗装とする。	
(2)高さ	<ul style="list-style-type: none">● 地面から板面の中央まで 135cm を標準とする。	
(5)標示	<ul style="list-style-type: none">● 車椅子使用者が利用可能な施設に、国際シンボルマークにより、その旨を表示する。● 必要に応じて、外国語表記を併用する。● 絵文字（ピクトグラム）は、JIS Z 8210 に適合する。また、JIS 規格にない場合は、高齢者、障害者等が分かりやすい絵文字を用いる。	

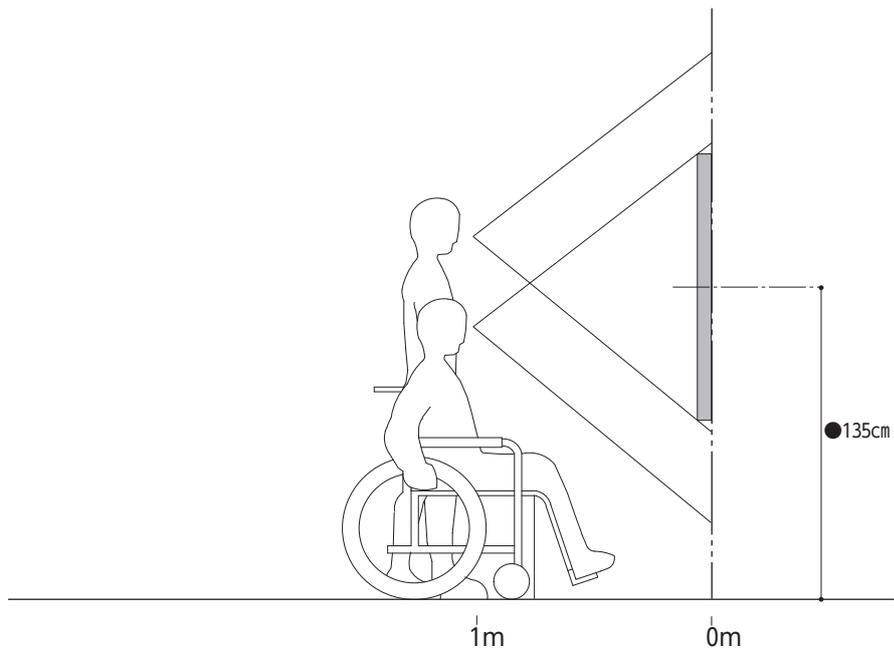
表示位置	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 全ての案内・標示を基準に適合させる。 ◎ 主要な出入口や利用者が集まる場所、園路の分岐点、駐車場付近等に、通行の支障とならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置する。 ◎ 車椅子使用者が利用後に容易に方向転換できるよう 150cm×150cm の広さの水平面を歩行者の動線から外して設ける。 ◎ 案内板に点字表示を設ける。この場合、板面中央までの高さは 90～120cm 程度とする。 → 視覚障害者誘導用ブロックで誘導する。 ◎ 立て置き型の標識は視覚障害者にとって通行の支障となるおそれがあり、危険防止のため原則として使用しない。 ◎ 案内板の下部にスペースがある場合、視覚障害者の利用にも配慮し、白杖が当たる地面から 20cm 程度の位置に板状の帯等を設ける。 	<p>→資料編（各種規格等）資-233～236 参照</p>
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記する。 ◎ 色は、識別が困難な方へ配慮し、文字・絵文字（ピクトグラム）とあわせ、色だけに頼らないサインとする。 ◎ 高齢者、障害者等が利用しやすい経路や施設を分かりやすく表示する。 ◎ 公園全体が表示されている案内板には園路・傾斜路の勾配等を表示し、利用者が選択できるように配慮する。 ◎ 傾斜路、エレベーターの位置が分かりにくい場合には、階段近くに誘導サインを設ける。 ◎ 表示板の情報は、全体的なものや部分的なものを併せて表示する。 ◎ 公共交通機関による来園者が多い公園では、案内板に最寄り駅やバス停までの経路等を表示する。 ◎ 駅の周辺案内で公園への円滑な移動経路、公園内の円滑な移動経路を情報提供する。 ◎ 年齢や能力等に応じて施設を選択することができる場合には、施設の情報を正確に伝えることができるよう説明板等を設置する。 	<p>→資料編（各種規格等）資-233～236 参照</p>
構造	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 照明器具を内蔵したものが望ましい。 ◎ 夜間利用施設がある場合には、表示が読みやすいよう、50Lux 以上の照度を確保する。 ◎ 緊急避難場所に指定されている公園では、放送設備と共に放送内容を視覚的に表示する掲示板などの設備を設ける。 	
点字・音声	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 施設の利用方法や催しもの等の情報提供にあたっては、音声案内、パンフレットなどに配慮する。 ◎ 説明サインは必要に応じて、点字表示、触知案内図、音声案内等を設ける。 ◎ 点字表示は、JIS T 0921 による。 ◎ 公園案内板に点字を設ける場合には、近くの階段の手すりや誘導ブロックで公園案内板へ誘導する。 ◎ 施設名や出入口の名称を点字と文字（墨字）上下 2 段で併記する。 ◎ 点字は、表示面に触れたときに分かりやすい位置に設置する。 ◎ 有料施設等の出札窓口付近に、入場のための音声案内設備を設ける。 	<p>→資料編（各種規格等）資-218・219 参照</p>

《 参 考 図 》

【図12.1】案内板等が通路に突出する場合の例



【図12.2】案内板等の高さ



13 ベンチ

【基本的考え方】

高齢者や障害者等を含む全ての人が無理なく公園を利用できるよう、適切にベンチを設置する。

■整備基準（規則で定めた基準）

ベンチは、高齢者、障害者等の休憩や観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。

■整備基準の解説

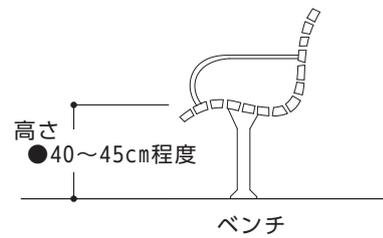
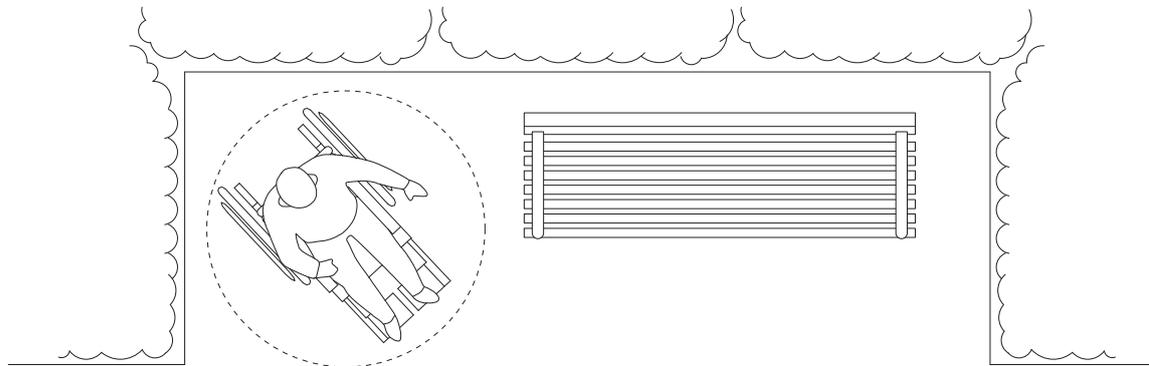
構造	<ul style="list-style-type: none">● 腰掛け板の標準の高さは 40cm～45cm とする。● ベンチの下及び前面はぬかるみ等が生じないよう舗装等を行う。● 車椅子使用者と一緒に集えるよう、ベンチの隣に 150cm×150cm 以上の水平部分を設ける。	
----	--	--

■望ましい整備

構造	<ul style="list-style-type: none">◎ 両端には、手すり兼用となるような大きめの肘掛けを設ける。◎ 背もたれや手すり等を設ける。◎ 利用者が選択できるように、高さや形状等、複数の種類のものを設置する。	
設置位置	<ul style="list-style-type: none">◎ 平坦な場所に、通行の障害とならないように動線から 60cm 以上離して設置する。◎ 様々な景観を楽しんだり、随時休めるよう、50m～100m 程度以下の間隔で設置する。	

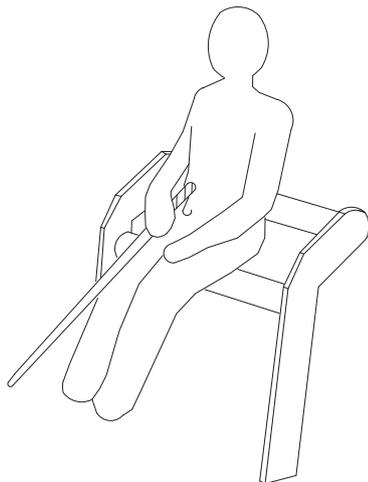
《 参 考 図 》

【図13.1】 ベンチの例



出典：町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアル（道路・公園・公共交通施設・路外駐車場）

【図13.2】 レストバー式（腰掛け板の高さをより高くしたベンチ）の例



14 野外卓

【基本的考え方】

高齢者や障害者等を含む全ての人が無理なく公園を利用できるよう、適切に野外卓を設置する。

■整備基準（規則で定めた基準）

野外卓は、次に定める構造とする。

- (1) 車椅子使用者が使用できるように 150cm 以上の水平部分を設けること。
- (2) 卓の下部に、高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上のスペースを設けること。

■整備基準の解説

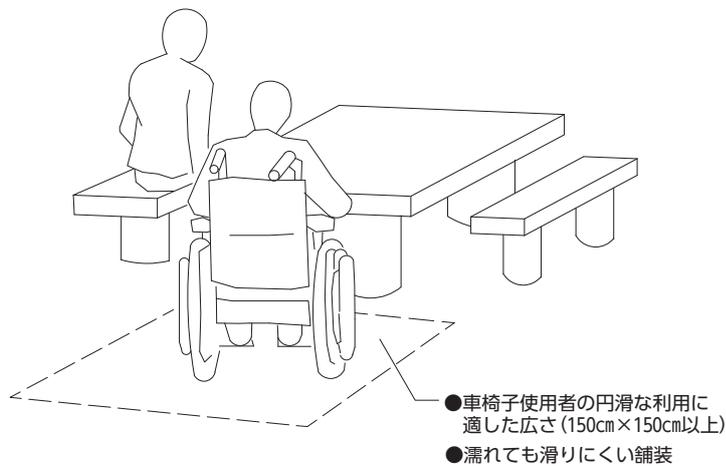
構造	<ul style="list-style-type: none">● 卓の下部には、足つなぎの水平棒は設けない。● 各部材の角は面取りをする。特に卓の下部においては、膝や股が当たったときにけがのないように配慮する。
----	---

■望ましい整備

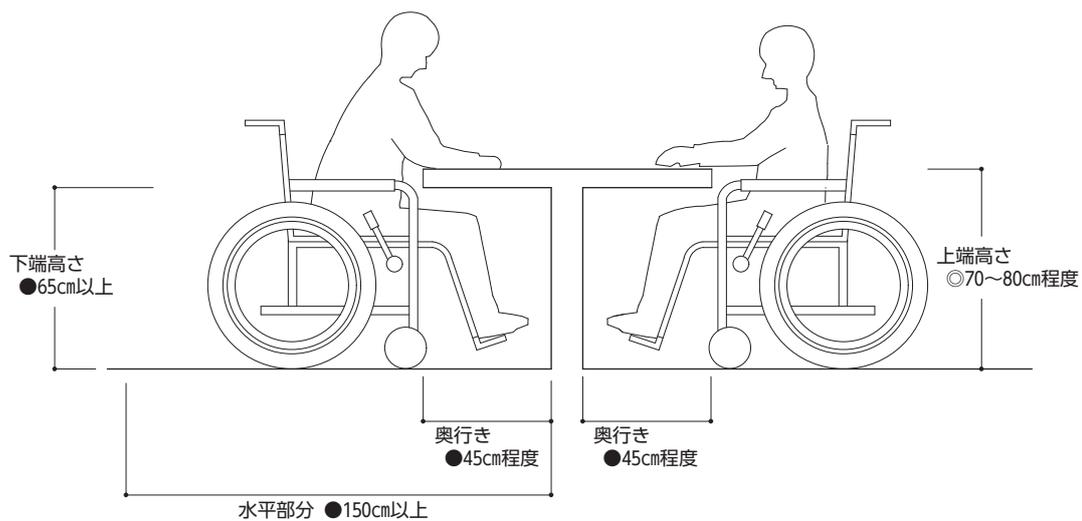
構造	<ul style="list-style-type: none">◎ 車椅子使用者が利用できる野外卓を設置する場合、隣接する野外卓との間隔は 220cm 以上とする。◎ 車椅子使用者が利用できる野外卓には、その旨の表示をする。◎ 高さは 70cm～80cm にする。◎ 様々な景観等が楽しめる場所に 50～100m 程度以下の間隔で設置する。◎ 利用者が選択できるように、複数の種類のものを設置する。
----	---

《 参 考 図 》

【図14.1】 野外卓の例



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり



15 排水溝（ます）

【基本的考え方】

排水溝（ます）を設置する場合には、その形状や設置位置に関して、高齢者や障害者等の通行等に支障のないものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝並びに集水ますには、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋を園路と段差が生じないように設けること。

■整備基準の解説

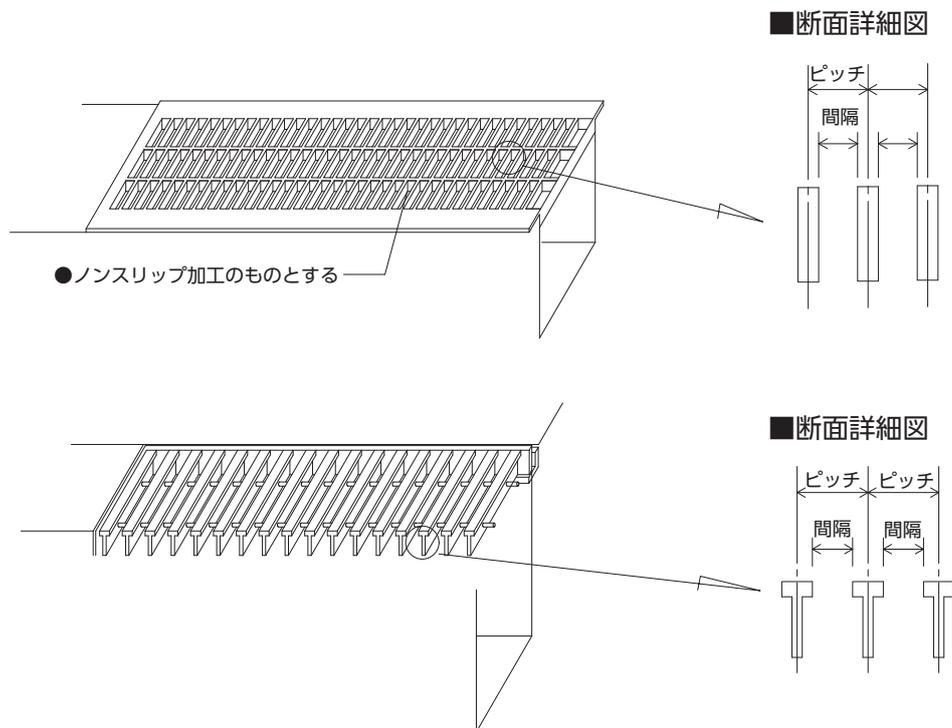
蓋の構造	<ul style="list-style-type: none">● 排水溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、杖や靴のかかと等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。● 杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋の例<ul style="list-style-type: none">① 格子型（細目）<ul style="list-style-type: none">ア ピッチ 12.5mm 又は 15mm×100 mmイ ます蓋は原則としてすき間の長辺方向は、動線方向と一致させないよう配慮する。② 格子型（一般）<ul style="list-style-type: none">ア すき間の最大寸法が短辺方向 9mm 以下イ ピッチが短辺方向 20mm 以下で長辺方向が 50mm 以下ウ ます蓋は原則としてすき間の長辺方向は、動線方向と一致させないよう配慮する。③ 丸穴あき型で直径の最大寸法が 20mm 以下● 表面仕上げは、ノンスリップ加工をしたものとする。● 皿型側溝のような上面が平坦でない排水溝は歩行動線から離して設置する。	
------	---	--

■望ましい整備

構造	◎排水溝（ます）は歩行動線から離して設置する。	
----	-------------------------	--

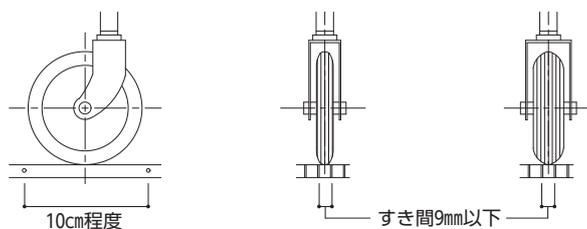
《 参 考 図 》

【図15.1】 蓋の構造－ピッチと隙間

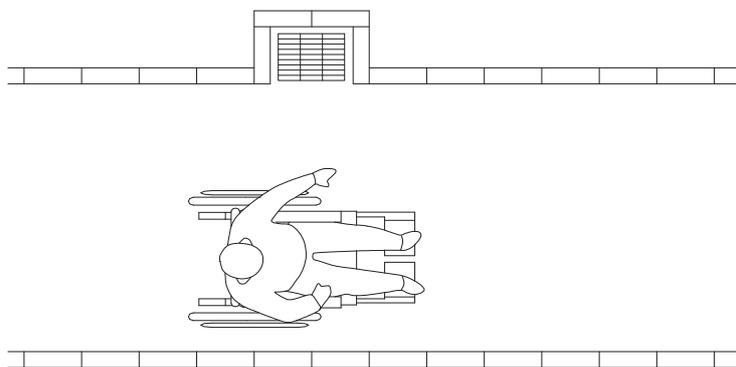


【図15.2】 車椅子の前輪が落下しない配慮

■車椅子前輪の大きさ ■手動車椅子 ■電動車椅子



【図15.3】 園路の動線から外して設置する例



16 広場

【基本的考え方】

広場は中心的な公園施設であり、多様なレクリエーションが可能な場所であるため、高齢者、障害者等全ての人が一緒に楽しめるような施設整備を行う。

■望ましい整備

出入口	<ul style="list-style-type: none">◎ 「①出入口」に準じた整備を行う。◎ 出入口の手前に150cm×150cm以上の水平面を設ける。◎ 道路に直接つながる場合には、道路への飛び出しや二輪車等の進入を防ぐため、車止め柵等を適切に設置するほか、点状の視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
舗装	<ul style="list-style-type: none">◎ 凹凸がなく固くしまっていて、滑りにくい仕上げとする。◎ 転んだ場合にも衝撃が少なく怪我をしない材質にする。◎ 土舗装に遊具などを配置する場合は、施設間にゆとりを持って配置することで、通行による凹凸ができにくくする。
施設	<ul style="list-style-type: none">◎ 広場の周囲には、便所、水飲み場、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。◎ 自転車等が進入しないように駐輪場所を明確にする。◎ 夜間に十分な照明を確保できるように配慮する。◎ 保護者等の目が行き届くよう、広場全体を見渡せる場所を設ける。◎ 周囲の樹木は、防犯のため、高木と低木で構成して見通しよくする。◎ 必要に応じて、利用上の注意事項等を、案内板や放送等で知らせる。◎ 広場の一部が園路を兼ねる場合には、「②園路」の整備基準を準用する。

17 修景施設

【基本的考え方】

高齢者、障害者等全ての人が景色を楽しんだり、花や水辺等に触れることができるような施設整備を行う。

■望ましい整備

設備	<ul style="list-style-type: none">◎ 車椅子使用者に対応した花壇や作業台等を設ける場合は、70～80cmの高さで下部に凹みのある形態とする。◎ 主要な観賞地点には、便所、水飲み、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。	
表示	<ul style="list-style-type: none">◎ 樹名板、説明板などは、表示内容が分かりやすいよう、文字の大きさや色調等を工夫するほか、平仮名や多言語で表記する	

【基本的考え方】

多様な年齢層の人が能力の差異に応じて楽しめるような施設整備を行う。

■望ましい整備

出入口	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 出入口等については「⑯広場」の整備基準に準じた整備を行う。 	
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 遊具の周辺には、車椅子使用者が遊具に近づいたり乗り移ったりしやすいよう150cm×150cm以上の広さを確保する。 ◎ 車椅子に乗ったままでも使用できる遊具を設置する。 ◎ 音が出る遊具など、聴覚でも楽しめる遊具を設置する。 ◎ 遊具から飛び降りて着地する部分の地表は、衝撃の小さい材質で舗装する。また、万一の落下を想定し、登はん系遊具や揺動系遊具等の地面についても同様とする。 ◎ 砂場は、車椅子使用者も遊べるよう、テーブル状のものなどを設ける。 ◎ 徒渉池は、車椅子使用者も入れるよう、深さ30cm以下とし、岸边等にスロープや手すりを設ける。 	
表示	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 子供のスケールに合ったベンチや野外卓、パーゴラ等を設ける。 ◎ 遊具広場の近くでは、便所、水飲み、手洗い場、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 遊具ごとに利用方法を説明した解説板を設置する。 ◎ 表示は児童等に認識できる文字や絵文字（ピクトグラム）を使用する。 ◎ 危険箇所については、転落防止柵や立ち上がりなどを設ける。 ◎ 遊具広場の近傍の便所には、ベビーベッド、子供も使える便器や洗面器を設置する。 	

19 運動施設

【基本的考え方】

高齢者、障害者等も無理なくスポーツを楽しんだり、健康増進ができるような施設整備を行う。また、競技施設だけでなく、更衣等の準備、休憩、観戦等のための施設についても配慮する。

■望ましい整備

出入口・通路	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「①出入口」、 「②園路」 の整備基準に準じた整備を行う。 ◎ 運動施設までのアクセス経路だけでなく、車椅子使用者等が競技や観戦ができるよう、施設内の通路、クラブハウス、便所、休憩所等への経路を主要な園路に接続する。 	
戸	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 戸を設ける場合は、有効幅 90cm 以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 	
グラウンド・コート	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 審判台やベンチ周りについては、車椅子使用者の通行が可能となるよう、ゆとりある広さを確保する。 	
更衣室等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 更衣室、休憩室、練習場所には車椅子使用者等に配慮した 150cm×150cm 以上の広さの水平面を設ける。 ◎ 休憩所は、日除け、雨除けとなる屋根のあるものを設ける。 	→建築物編「⑳更衣室・脱衣室」参照
観覧席	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 観覧席を設ける場合には「⑦野外劇場・野外音楽堂」に準じた整備を行う。 	

都立庭園におけるバリアフリー化について

■対応の考え方

東京都は、特別名勝・特別史跡である浜離宮恩賜庭園など、文化財に指定されている9つの庭園を管理している。これらの都立庭園は、我が国が世界に誇る貴重な歴史・文化遺産であり、高齢者、障害者、外国人を含む全ての人々が十分に観賞できるよう配慮されるべきものである。

一般の公園では、階段のスロープ化や入口の拡幅など、比較的容易に施設改良を進めることができる。しかし、文化財指定を受けているこれらの庭園は、芸術的・歴史的な価値を後世に継承するため、現状を改変することに極めて厳しい制約が設けられている。

東京都では、これらの庭園の本質的な価値を損なわないよう配慮しながら、いかにしてバリアフリー化を進めるかという課題について、2001年（平成13年）に考え方の整理を行った。

この検討結果は、自然保護上の配慮が求められる場合や地形上の制約がある場合など、現状の改変がむずかしい場合のバリアフリー化にも応用できるため、概要を紹介する。

1 庭園構成の概念

庭園の構成を以下の3つの概念で区分する（図1）

（1）歴史的部分

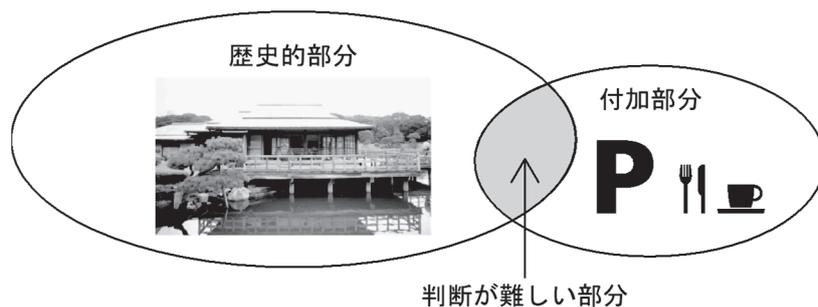
文化遺産を構成する芸術的、歴史的価値を持つ部分。もしもこれが改変された場合には文化財としての価値を損なうことになる。

（2）付加部分

適切な利用を図るため後世において設けられた部分で、文化遺産としての構成に直接かわらないもの。管理や解説のための施設、駐車場、飲食施設、休憩所など。

（3）上記二者の判断が難しい部分。

後世において改変された可能性がある部分や、歴史的部分の緩衝エリアとしての役割を持つ部分など。



2 対応の進め方 (図 2)

全ての都市施設を特定都市施設とする。

(1) 現状の改変を避けるため、管理運営による対応を検討する（人的介助、福祉用具や可搬式機具等）。

(2) 施設整備による対応については、上記「1」の3つの区分について、下記に沿って取り組む。

① 歴史的部分

復元や修復が必要である部分について、その内容がバリアフリー対策に合致する場合に施設的な対応を実施する。

② 付加部分

既存の基準類に沿って、歴史的部分と調和するように施設整備を行う。

③ 判断が難しい部分

十分な調査検討に基づき慎重に対応する。

(3) 上記、(1)、(2)の対応が難しい場合には写真やビデオなどの代替手段により観賞を確保する。

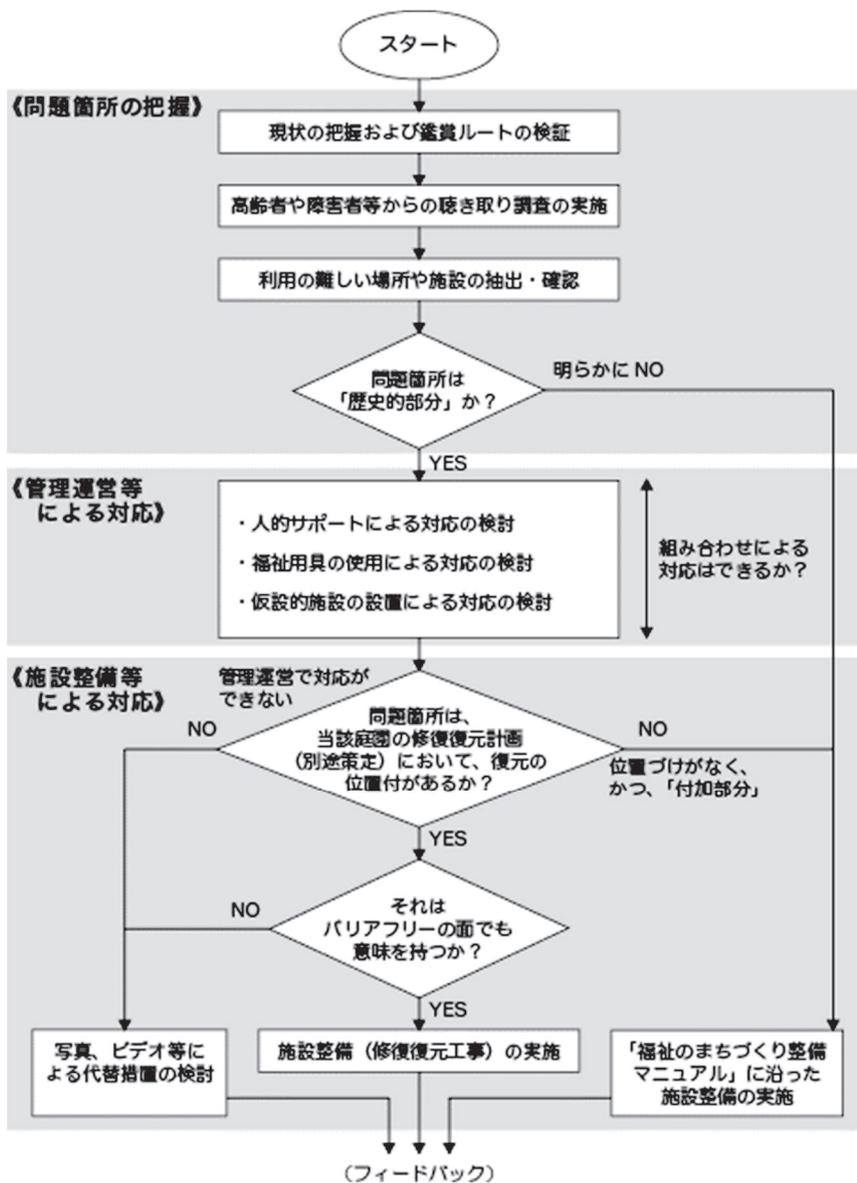


図 2 都立庭園におけるバリアフリー化の検討

■対応事例

1 施設整備による対応の例

- ・新たなアクセス経路の整備（浜離宮恩賜庭園）

この庭園では、来園者は入園口前の道路に架かる歩道橋を渡らなくてはならなかったが、関東大震災で失われたままになっていたかつての庭園門である「中の御門」をもう一つの入園口として復元整備し、駅からのバリアフリールートを確認した。これは「歴史的部分」の復元を通じて行われたバリアフリー化の例である（写真1）。



写真 1-1 門の外側



写真 1-2 門の内側

- ・新たな資材の導入による通行の円滑化（浜離宮恩賜庭園、旧岩崎邸庭園）

玉砂利の園路において、砂利の中に樹脂製の資材を埋め込み、車椅子使用者やベビーカー等が通行しやすくした（写真2）。



写真 2 砂利の中に樹脂製の資材を埋め込んだ例

2 管理運営による対応の例

- ・砂利敷きや石張りの園路でもスムーズに通れる特殊車椅子の貸し出し（写真3）
- ・取り外しができる段差解消スロープの設置（遺構の改変を伴わずに段差解消が可能）（写真4）
- ・現地職員による車椅子利用者等の介助
- ・車椅子利用者でも通行可能な鑑賞ルートの設定と表示（写真5）（写真6）
- ・有人（ボランティア）の庭園解説（写真7）
- ・ビデオ映像紹介による庭園案内（写真8）
- ・外国語パンフレット、点字パンフレットの作成



写真3 特殊車椅子の貸し出し



写真4 取り外しができる段差解消スロープ



写真5 車椅子利用者でも通行可能なルート表示
（園内案内板）

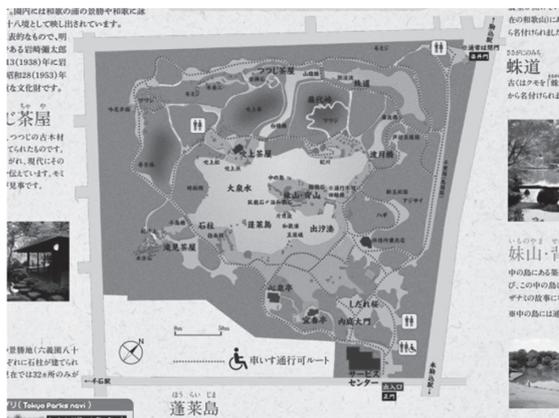


写真6 車椅子利用者でも通行可能なルート表示
（リーフレット）



写真7 有人（ボランティア）の庭園解説



写真8 ビデオ映像紹介による庭園案内

